市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、保育所等で勤務する保育士資格を有する者の拡充を図り、保育体制を強化するため、保育士試験により保育士資格を取得した後、市内に存する保育所等で保育士として勤務することが決定した者に対し、予算の範囲内において、市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成８年規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「保育所等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。

⑴　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所（法第５９条の２第１項に規定する施設にあっては、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成１７年１月２１日雇児発第０１２１００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、千葉県知事により認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに限る。）

⑵　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

⑶　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１３号）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型を行う事業所

⑷　法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業（法第３４条の１５第２項の認可を受けたものに限る。）を行う事業所

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

⑴　保育士試験に合格した後、法第１８条の１８第３項に規定する保育士登録証（以下「保育士証」という。）の交付を受けていること。

⑵　保育士証の交付を受けてから１年以内に、市内に存する保育所等（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定していること。

⑶　雇用保険制度の教育訓練給付等による助成等を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育士試験受験講座（昼間及び夜間に行うもの並びに通信制、昼夜開講制及び昼間定時制のものをいい、次項において「対策講座」という。）の受講に要する費用であって、当該対策講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）に対して支払われたもの（保育士試験の筆記試験日から起算して２年前の日の属する月の初日より前に支払われたものを除く。）のうち、次に掲げるものとする。

⑴　入学金又は登録料

⑵　受講料（面接受講料を含む。）

⑶　教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）

⑷　前３号に掲げる費用に係る消費税

２　次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

⑴　検定試験の受験料

⑵　対策講座の受講に際して必ずしも必要としない補助教材費

⑶　対策講座の補講費

⑷　講座実施事業者が定める期間を超えて対策講座を受講した場合に必要となる費用

⑸　講座実施事業者が実施する各種行事の参加に係る費用

⑹　学債の購入費その他の将来補助対象者に対して返還が予定されている費用

⑺　対策講座の受講に係る交通費

⑻　パソコン、タブレットその他の対策講座で使用する器材等に係る費用

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の総額に２分の１を乗じて得た額（当該額に１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が１５０,０００円を超えるときは、１５０,０００円とする。

（交付の申請等）

第６条　規則第３条第１項の申請書は、市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）によるものとし、規則第１３条の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

２　前項の申請書兼実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　保育士として対象施設等への勤務が決定したことを確認できる書類

⑵　講座実施事業者が発行する補助対象経費の領収書

⑶　保育士証の写し

３　第１項の申請書兼実績報告書の提出期限は、補助対象者が対象施設等で保育士として勤務を開始した日の属する月の末日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

　（交付の条件）

第７条　規則第５条第１項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　保育士として勤務を開始した対象施設等で１年以上継続して勤務すること。

　⑵　補助金の交付の決定後に前号の条件を満たしていないことが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

（決定の通知等）

第８条　規則第６条の規定による通知は、市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書（様式第２号）により行うものとし、規則第１５条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

（交付の請求）

第９条　規則第１６条の交付請求書は、市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付請求書（様式第３号）によるものとする。

（決定の取消し）

第１０条　規則第１８条第３項において準用する規則第６条第１項の規定による通知は、市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により行うものとする。

　（権限の委任）

第１１条　補助対象者は、保育士として勤務することが決定している対象施設等の事業者に対し、補助金の交付の申請、請求及び受領に関する権限を委任することができる。

（対象施設等が受領した補助金の取扱い）

第１２条　対象施設等は、補助金の交付を受けたときは、速やかに、当該補助金を補助対象者に支払わなければならない。

２　対象施設等は、前項の規定により補助金を補助対象者に支払ったときは、速やかに、市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金支払完了報告書（様式第５号）により市長に報告しなければならない。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年１１月１６日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は、令和３年１０月１日以後に対象施設等で保育士として勤務を開始した補助対象者に係る補助金について適用する。